



平成27年3月31日

## 国土交通省組織令及び国土審議会令の一部を改正する政令について

### I. 背景

- 平成27年度当初の国土交通省の組織改編を実施するため、国土交通省組織令及び国土審議会令について所要の改正を行う必要があります。

### II. 概要

- 山村振興法及び半島振興法の有効期限の延長に伴い、国土政策局等の所掌事務の特例及び山村振興対策分科会の設置期限を延長します。
- 港湾の工事の安全確保に関する事務を港湾局技術企画課に一元化します。
- 大臣官房審議官（道路局担当）の設置期限の特例を廃止します。

### III. 今後のスケジュール

公 布：平成27年3月31日

施 行：平成27年4月1日 【一部は公布日】

**【問い合わせ先】**

国土交通省大臣官房総務課 法規第二係長 牧田

法規第七係長 伏原

03-5253-8111 (内線21-467)